

平成十八年三月二十二日受領  
答弁第一四一号

内閣衆質一六四第一四一号

平成十八年三月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務人事審議会に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務人事審議会に関する再質問に対する答弁書

一について

外務人事審議会（以下「審議会」という。）の第四百三十七回会議には、御指摘の出席者以外の外務省職員が同席した。

二について

御指摘の議事録は作成された。

三から十一までについて

審議会における率直な意見交換を確保するため、議事録に発言者の氏名等は記録していないこともあり、お尋ねの発言を行った者の氏名並びにその発言の意図及び根拠について外務省としてお答えすることは困難である。

また、審議会における率直な意見交換を確保するため、審議会における個々の発言について外務省として意見を述べることは差し控えたい。

十二について

外務省としては、御指摘の言及はなかったと承知している。

十三について

審議会の委員が独自に収集しているデータの内容については、外務省としては承知していない。

十四について

審議会における意見交換の内容を公開することについては、外務省としては、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか等の観点を考慮しつつ、個別に判断する必要があると考えている。